

大田区諮問第 117 号答申

1 審査会の結論

大田区長（以下「実施機関」という。）が令和 6 年 9 月 18 日付け 6 番審発第〇〇号によって行った公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）は、不当である。

2 請求対象情報

まちづくり条例第 21 条第 1 項の規程に係る事前相談票（以下「本件公文書」という。）

3 審査の経過

令和 7 年 4 月 16 日 諮問を受け、実施機関から説明を聴取し、審査した。
令和 7 年 5 月 19 日 審査した。
令和 7 年 6 月 16 日 審査した。

4 事実の経過

審査請求人は、令和 6 年 9 月 3 日、大田区情報公開条例（昭和 60 年条例第 51 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、本件公文書の開示請求を行った。同年 9 月 18 日、実施機関は、本件公文書については、当該法人等又は事業を営む個人の営業活動等情報に当たり、開示することにより当該法人等又は事業を営む個人の運営を不当に害すると認められるとして、条例第 9 条第 2 項第 2 号に該当するという理由を付して、公文書不開示決定を行った（本件処分）。同年 11 月 25 日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った。

5 審査請求の理由

(1) 開示することができない理由が不適切であること。（理由①）

審査請求人は、開示請求書に、「個人情報の開示は求めない」と明記しており、条例第 9 条第 2 項第 1 号には当たらない。

(2) 全てを不開示とすることは不適切であること。（理由②）

条例第 11 条は、条例第 9 条第 2 項各号に該当することにより開示しない情報（不開示情報）とそれ以外の情報が併せて記録されている場合において、不開示情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に分離することができ、かつ、分離したことにより開示の請求の趣旨が失われることがないと

認める時は、不開示情報に係る部分を除いて、当該公文書を開示するものとしており、請求文書はこの分離が可能である。

(3) 行政指導の運営に関する情報を開示する責務を果たしていないこと。

(理由③)

審査請求人の調査の目的は、まちづくり条例第 21 条第 1 項の規定に係る誤った行政指導がいつから始まり、どれだけの数の事業者が誤った行政指導に余儀なく従わされたかを知ることである。実施機関は、行政指導の運営に関する情報を開示する責務を果たさず、審査請求人の追及を嫌って、不開示決定をした疑いがある。

6 実施機関の弁明の要旨

(1) 審査請求の理由①に対して

事業者名等を被覆しても、用途地域、工事完了予定日、相談内容欄記載の対象土地の面積、形状、位置関係に関する情報等から、事業の特定に繋がりが、事業者の事業の運営を不当に害することになる。よって、条例 9 条第 2 項第 2 号に該当する。

(2) 審査請求の理由②に対して

相談内容欄に未公表の営業情報が記載されており、不開示情報とそれ以外の情報を分離することが困難である。区の助言又は指導の内容は、あくまで特定の事業計画に対するものであり、前提となる事実を被覆すると助言又は指導内容が不正確に受け取られる恐れがあり、分離によって開示の請求の趣旨が失われる。

よって、条例第 11 条の規定により、不開示情報に係る部分を除いて開示することはできない。

(3) 審査請求の理由③に対して

本件公文書の開示請求には関係しないため、事実と異なる点もあるが認否しない。

7 審査会の判断

(1) 審査請求の理由①について（条例第 9 条第 2 項第 2 号の該当性）

条例第 9 条第 2 項第 2 号は、「法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は個人の事業の運営を不当に害すると認められるもの」については、開示しないことができる旨を規定している。

その趣旨は、法人等の団体又は事業を営む個人の事業活動の自由を原則として保障しようという観点から、事業に関する情報が記載された公文書

は不開示とすることができるとしたものと解される。

そこで、審査会において本件公文書（該当文書は 1 通のみである。）について見分したところ、本件公文書はまちづくり条例（開発指導要綱）についての事前相談票であり、相談者が必要に応じて、受付日、相談者、事業主、相談場所（所在地）、用途地域、敷地面積、延床面積、工事種別、建築物用途、集合住宅の場合の形状、確認申請予定日、工事着手予定日、工事完了予定日及び相談内容を記載し、その後、区が必要に応じて、受付 No、事前相談票の下段部分にある事務処理欄を記載し、受領印を押す書式となっている。相談があった際には、相談者により前記が適宜記入され、区職員が相談内容の答えを記載することもある。本件公文書にも、これらの項目に記載がされている。

これらの内容は、事業を営む法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報である。検討段階での事業も多くあり、開示することにより近隣住民、同業他者等に事業内容が知られ、当該法人等又は個人の事業の運営を不当に害すると認められる。

なお、条例第 9 条第 2 項第 2 号ア、イ及びウは、例外的に開示することとする情報について規定しているところ、本件公文書に記録された法人等又は事業を営む個人に関する情報は、同号ア、イ及びウのいずれにも該当しないことが確認された。

(2) 審査請求の理由②について（条例第 11 条の該当性）

条例第 11 条は、実施機関に対し、開示の請求に係る公文書に不開示情報とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合において、不開示情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に分離することができ、かつ、分離したことにより開示の請求の趣旨が失われることがないと認めるときは、不開示情報に係る部分を除いて、当該公文書を開示するものとすることを定めている。本条適用に当たっては、情報の積極的な公開（条例第 3 条）という実施機関の責務にも鑑みなければならない。

まず、本件公文書について、何を不開示情報とするか、ということである。本件公文書には、計画段階における事業について、相談者名、事業主等の個人を特定できる情報の他に、相談の具体的内容が事細かに記されている。また何を相談したか、だけでなく、何を相談していないのか、未決定事項は何か、も事業上の情報である。

情報公開条例による文書開示については、請求権者であれば誰からの請求にも同様の内容で応じる必要がある。単に個人情報、開発場所及び時期を特定する文言を被覆すれば良いということではなく、計画段階の事業内容が他に推認されるような情報が記載されている箇所（又は記載すること

を求められている箇所)は、全て不開示とすべきである。これらを全て被覆することは、それほど困難なことではないが、このように被覆を行うと、残るのは項目のみである。

それでは、上記を被覆することで、開示の請求の趣旨が失われるか、ということであるが、このように一部のみ開示された文書であっても、事前相談において示すべき項目は示されており、本件公文書の開示の請求の趣旨が失われたものとはまでは言えないことから、部分開示することを相当とする。

(3) 審査請求の理由③について

本審査会における審査の対象は、本件公文書を開示することの当、不当のみであり、行政指導の運営に関する情報を開示する責務については審査するものではない。

(4) その他

審査請求人は、その他審査庁における口頭意見陳述に瑕疵がある等の主張をしているが、いずれも本審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

(5) 結論

本件公文書の不開示決定について、条例第9条第2項第2号に基づき不開示としたことは不当である。

以上の次第であり、前記「1 審査会の結論」のとおり判断する。

大田区情報公開・個人情報保護審査会

会長 板垣 勝彦

委員 上松 信雄

委員 浦岡 由美子